

## なぜ年収の壁はなくならないのか？\*1

児玉 直美\*2  
桃田 翔平\*3

### 要 約

多くの既存研究で、女性の労働供給に関して「年収の壁」や就業調整の実態が明らかになっている。本稿では、既婚女性の労働量に関するシミュレーションモデルを構築し、配偶者控除、社会保険料、所得税の基礎控除などの政策変更があった場合の感度分析を行う。人々の意識や人口動態のもたらす影響と比較することによって量的なインパクトも評価する。副稼得者の時間制約が厳しく、主稼得者の所得が家計所得の大半を占めている状況で副稼得者は家計にとって必要な額に足りない所得を補うことを目的として労働時間を決めるという所得目標仮説のもとで行ったシミュレーションでは、観察値に近い所得分布が得られ、100万円付近に高い「壁」ができる。我々の結果は、103万円の壁の正体は、所得税の課税限度でも、配偶者控除でもなく、所得目標という働く規範と、130万円の壁を回避するための保守的な労働力減少である可能性を示唆する。

キーワード：女性、労働供給、年収の壁、就業調整、シミュレーション

JEL Classification : J12, J22, H24

### I. はじめに

#### I-1. 研究動機

「年収の壁」とは、税や社会保険料の負担などが発生する年収の基準額を指す（中里 2023）。主には、住民税（自治体によって異なるが、96～100万円）、所得税（103万円）、配偶者控除・配偶者特別控除（満額控除されるためには、

1987～2003年は70万円、2004～2017年は105万円、2018年以降は150万円）、社会保険料控除（2016年9月までは130万円、2016年10月以降は501人以上の企業、2022年10月以降は101人以上の企業、2024年10月以降は51人以上の企業では106万円）である。就業調整とは、

\*1 本稿作成にあたり、ご支援いただいた財務省財務総合政策研究所、データ利用の許可をいただいた厚生労働省に感謝いたします。また、宮本弘暁教授、フィナンシャル・レビュー論文検討会議参加者の皆さまから建設的、かつ、洞察に富むご意見を賜りましたことにも深く御礼申し上げます。なお、本稿においてあり得べき誤りは全て著者の責に帰するものです。

\*2 明治学院大学経済学部教授

\*3 広島大学経済学部助教

いわゆる「年収の壁」を収入が上回らないように労働時間などを調整することをいう。

「年収の壁」を意識して労働時間を抑制する「就業調整」は1990年代から指摘されていた。「年収の壁」を（わずかに）上回る所得の労働者の家計の税引き後所得が、「年収の壁」を（わずかに）下回る所得の労働者の世帯所得よりも少なくなることが「就業調整」の理由であり、これによって、女性の労働供給が抑制されたり、働き方の中立性が損なわれたりすることが問題視されてきた。しかし、近年、最低賃金の上昇に伴い、年末に働き控えをするパートタイム労働者が増加し、人手不足と相まって、日本チェーンストア協会など使用者側からも「年収の壁」への対応が求められるようになった。

このように、税・社会保険料と女性の労働供給には密接な関係がある。多くの既存研究では、「年収の壁」や就業調整の実態が明らかになっている。本稿では、日本の既婚女性における年収の壁の実態を把握するとともに、シミュレーションを通じて何が年収の壁、就業調整の原因になっているかについて考察する。

## I-2. 所得税と女性の労働供給

まず、女性の労働供給に大きな影響を及ぼし得る所得税の体系について概観しよう。多くの国では、所得税は、個人課税(individual taxation)が採用されている(Borella, De Nardi, and Yang 2023)。現在、共同課税(joint taxation)を採用する国はドイツ、デンマーク、ベルギー、米国、フランスなど一部の国に限られる。日本の戦前の所得税は世帯単位課税であったが、1949年シャウプ勧告に基づき個人単位課税に変更された。農家世帯が多かった戦前は、個人単位の課税が技術的に難しかったが、被雇用者が増えてくると個人課税も可能になる。現在の日本は原則、個人課税である。しかし、配偶者控除、配偶者特別控除という個人課税原則の例外も内包している。

課税単位だけでは、女性の労働供給には中立であるはずである。しかし、累進課税制度と共

同課税が組み合わさると、結婚している副稼得者(secondary earner)は独身者よりも高い限界税率に直面する(Keane 2022)。その結果、副稼得者が労働供給を控えることが起こり得る。例えば、年収900万円の主稼得者と年収100万円の副稼得者のいる世帯で、副稼得者の年収が110万円になった場合を考えよう。追加の10万円の所得に対して、個人課税で累進課税の下では低い税率が適用されるが、共同課税で累進課税であれば、税率は個人課税の場合の税率よりも高くなる。

共同課税である米国では、個人所得税について、結婚ペナルティー(結婚していると独身よりも税金が高い)、結婚ボーナス(結婚していれば税金が少ない)の共存が観察される。CBO(1997)によると、1996年にはカップルの42%には結婚ペナルティー、51%には結婚ボーナスが観察されたことが報告されている。その効果は、所得によって異なる。年収20,000ドル以下のカップルでは、12%が結婚ペナルティーを受け、63%が結婚ボーナスを得ている一方、年収20,000-50,000ドルのカップルは結婚ボーナスを受け取る方が結婚ペナルティーを受けるより多く、年収50,000ドル超のカップルでは結婚ボーナスを受け取るよりも結婚ペナルティーを受ける方がやや多かった。このような状況下では、特に高所得カップルで、女性の労働供給が少なくなる。

また、既婚女性の労働供給弾力性は大きいことが知られている。つまり、時間当たり賃金が労働供給に大きな影響を与える。それは、既婚女性の時間は、育児など家庭生産における市場財との代替性が高いためである。税は、既婚男性や未婚女性では労働時間に大きな影響を及ぼさないが、既婚女性では大きな影響を及ぼす(Bick and Fuchs-Schündeln 2018)。そのため、税制改正のイベントを利用した女性の労働供給への影響を分析した研究がなされている<sup>1)</sup>。これらの研究は、共同課税から分離課税(あるいはその逆)、税率の変化が女性の労働供給にどのような影響を及ぼしたかを検証した。その結果、

共同課税は累進税と同時に適用されると、既婚女性の労働供給にとって大きな阻害要因となることが明らかになった。Bick and Fuchs-Schündeln (2017) は、既婚女性の労働供給を増やすことを目的とするならば、これらの要素を取り除くことは有望な政策であることを提言している。

Immervoll et al. (2011) は、欧州15カ国を対象とした税制改革のマイクロシミュレーションから、副稼得者に対する税率を主稼得者に比べて引き下げるが、全ての国において強い厚生向上につながることを示唆する。Bick et al. (2019) は、労働所得税は女性の労働供給増加の重要な原動力であると主張する。しかし、労働所得税が、1980年代から1990年代前半にかけての既婚女性の就業率の経年的な上昇の一部しか捉えることができず、Bick et al. (2019) の研究では考慮しなかった要因が重要な役割を果たしていると述べる。

### I-3. 日本における「年収の壁」

1990年代から、既婚パートタイム女性が税や社会保険制度上の扶養家族から外れないよう年収を調整する就業調整の問題は知られていた。

配偶者控除や配偶者特別控除はなぜ始まったのか。日本では、戦前は、農家あるいは自営業が多数を占めていたので、所得税は世帯単位で課税がされていたが、1949年のシャウプ勧告に基づいて、個人単位の課税に変更された（豊福 2017）。1984年に、政府税調や自民党税調では、被雇用者の所得税について2分2乗方式制度を検討した<sup>2)</sup>。この方式を採用すると、専業主婦世帯では、世帯収入が同じでも税金が減ることになる。しかし、結果的にはこれは認められず、代案として配偶者特別控除制度が提示された。また、この頃にはその問題とは別に「パート問題」という問題が起こっていた。そ

れはパートタイム主婦の給与収入が年間90万円を超えると夫の配偶者控除の適用を受けられなくなることによって、閾値付近では年収がわずかに高い人の方が年収の低い人より世帯所得が低くなるという問題で、野党がパートタイム労働者に対する減税を要求した。この年収逆転問題が問題視され、1987年に、階段状に控除額が減少する配偶者特別控除が導入された。1987年2月の国会で売上税の導入とセットで議論されたが、野党の反対で売上税は廃案になったところ、配偶者特別控除などを含む一部の減税のみが実現した。1987年当時は、配偶者控除に比べて配偶者特別控除は半分程度の控除額しかなかったが、1988年12月の国会で消費税導入とともに配偶者特別控除の最高額も配偶者控除と同額まで引き上げられた。

2004年には、配偶者が長時間働くことを妨げるインセンティブを緩和するため、103万円未満の配偶者特別控除が廃止された。103万円以下の配偶者特別控除だけがなくなって、103万以上の配偶者特別控除は残った。この時には児童手当を拡充することと同時であったため、サラリーマンの特典を減らす法案が通った（豊福 2017）。

このように近年の配偶者にかかる税・社会保険制度変更は、女性の働き方に中立的でないと指摘されてきた税・社会保険制度を是正する方向で行われてきた。2018年には、高所得者を優遇しているのではないかという問題（妻の収入が同じで、夫の所得から同額の所得が控除されたとしても、夫の年収が高いと税率が高いので控除額が大きいという問題）を解消するため制度が改正された。それまでは、控除額は103万円から徐々に縮小していったが、2018年以降は、控除額は、年収150万円まで同額で、妻の所得が150万円を超えると段階的に縮小していく。また、2018年までは夫の年収要件は

1) LaLumia (2008), Eissa (1996) は米国、Crossley and Jeon (2007) はカナダの税制改革のイベントを使って、所得税率の変化が女性の労働供給に及ぼす影響を検証した。

2) 2分2乗方式というのは、世帯収入の半分を妻の貢献ということで2分の1にして、それぞれの税率をかけて税金を徴収するという世帯単位での課税方法である。

## なぜ年収の壁はなくならないのか？

なかったが、2018年改正では、夫の年収900万円以下、900万～950万円、950万～1,000万円で控除額が異なり、1,000万円を超えると配偶者控除や配偶者特別控除がなくなるように制度が改正された。

2025年度税制改正では、所得税の「年収103万円の壁」も見直された。これは所得税に対する改正であるため、性別や婚姻関係に関わらず適用される。具体的には、これまで、所得税の基礎控除が48万円であったが、給与収入200万円以下の場合は基礎控除額が95万円まで引き上げられた。給与収入200万円超の場合も基礎控除額は48万円から58万円まで引き上げられる。また、令和7、8年限定であるが、給与収入200万～475万円の場合は基礎控除は88万円、給与収入475万～665万円の場合は基礎控除は68万円、給与収入665万～850万円の場合は基礎控除は63万円まで引き上げられることとなった。

このような数次の改正によって、配偶者控除については制度的な「壁」はほぼなくなっているはずであるが、実態はそうなっていない。近藤・深井（2023）によると、2018年から2020年に結婚した女性でも、結婚翌年の給与収入は103万円が最頻値となっている。

社会保険については、第3号被保険者に関する制度が2016年に大きく変更された。それまでは、年収130万円以上で、労働時間が常時雇用者のおおむね4分の3、週30時間以上の場合に厚生年金に加入することになっていたが、2016年に、常時500人超の大企業では、年収106万円以上、所定労働時間20時間以上の労働者が厚生年金の対象になった。企業規模要件は、その後、2022年10月には、常時100人超の企業、2024年10月には、常時50人超の企業の労働者にも、年収106万円以上、所定労働時間20時間以上の要件が適用されることになった。これにより、これまで第3号被保険者だった一部の人が、第2号に移ることになった。大企業で年収要件が130万円から106万円に下がったことと、最低賃金の上昇が相まって、年

末にいわゆる「就業調整」をするパートタイム労働者が増えたことから、2023年10月の「年収の壁・支援強化パッケージ」では、106万円の壁に対して、賃上げをするなどして実質的に社会保険料を肩代わりする企業に従業員1人当たり最大50万円を支給する制度が導入された。2025年5月に国会に提出された年金制度改革法案では、年収要件を撤廃することが盛り込まれている。この法案が成立すれば、労働時間要件だけが残ることになり、「年収の壁」を意識した年末の就業調整がなくなることが期待されている。また、従業員51人以上としてきた企業の規模要件も段階的になくなり、2035年には10人以下の企業まで加入対象となる。

女性パートタイム労働者に対する税・社会保険が理由の「年収の壁」をなくすためには、税・社会保険が控除される閾値を大幅に上げるか、ゼロに近づけるかのどちらかである。近年の配偶者控除・配偶者特別控除の変更は閾値を上げ、階段状の形状を滑らかにする方向に改正してきた。一方、2016年以降の社会保険料控除は閾値を下げ適用される労働者を拡大する方向で改正されたが、2023年の「年収の壁・支援強化パッケージ」では逆に適用範囲を縮小する運用がなされ、2025年には再び適用者を拡大する方向に改正されることが検討されている。このように、「年収の壁」をなくすために、税制は適用される労働者を増やす方向に改正してきた一方、社会保険制度は改正の度に対象者を増やす、減らす、増やすといった異なるベクトルで改正作業が進められている。

## I-4. 本稿の貢献

日本の税・社会保険の配偶者に対する控除制度が既婚女性の労働力にどのような影響を与えたかについては多くの既存研究がある。

女性の年収についてシンプルに分布を確認すると、103万円、130万円に壁が見られる。近藤・深井（2023）は、自治体の個人住民税課税記録データを用いて、103万円と130万円に「年収の壁」が存在することを確認した。児玉

(2022) は、賃金構造基本統計調査の過去30年分データを利用して年収分布を比較した。児玉 (2022) によると、2004年の税制改正で、配偶者特別控除の一部廃止がされているが、103万円の壁はその後も健在で、さらに、130万円の壁が以前より高くなっている。

安部・大竹 (1995), 大石 (2003), Akabayashi (2006), 高橋 (2010) は、日本のデータを用いて労働供給に対する弾力性を推定している。安部・大竹 (1995) では、DINKs (Double Income No Kids, 子どもをつくらない選択をした共働きの夫婦) の労働供給行動を未婚女性と比較して、配偶者(特別)控除制度、給与所得控除、配偶者手当、社会保障制度が、パートタイム労働者に就業調整を行わせる原因になっていることを指摘している。大石 (2003) は、税制や社会保障制度が有配偶女性の就業を抑制し、その傾向は夫の所得が高いほど顕著であることを明らかにした。構造推定を行った Akabayashi (2006), 高橋 (2010) によると、既婚女性の労働供給に対する時間当たり賃金の弾力性は正の値であり、配偶者控除や社会保障制度が、既婚女性にもたらす労働抑制効果は、過去の誘導形による推計結果と比べて、はるかに小さいことを示した。高橋 (2010) は、誘導形による推計が、労働抑制効果をプレファレンスの変化として捉えている可能性を指摘している。

Yokoyama (2018), 横山・児玉 (2016) は、個人パネルデータである慶應義塾家計パネル調査を使い、2004年の配偶者特別控除の一部廃止後、既婚女性の年収、週労働時間は減少したことを示した。配偶者控除、配偶者特別控除は、既婚女性が長時間働くことを抑制する特性を持つので、配偶者特別控除の一部廃止は労働時間を延ばす効果が予想される。しかし、結果は予想と逆であった。この理由について、彼らは、同時期に起こった夫の所得増加による所得効果の可能性を指摘している。

近年の最低賃金上昇の影響を受けて実際に就業調整を行ったかについての検証も行われている。Mori and Okudaira (2025) によると、最低賃金上昇により時給は上昇しているものの年収

はそれほど上昇していない。児玉・桃田 (2024) は、限界的に時間当たり賃金が高い労働者の労働時間は短く、その度合いは時間当たり賃金によって大きな違いはないことを明らかにした。労働時間弾力性が負の理由として、税・社会保険料以外の理由、例えば、個人の好みや家庭の事情で労働時間を抑制している可能性を示唆する。

このように、多くの既存研究では、「年収の壁」や就業調整の実態が明らかになっている。しかし、年収の壁や就業調整がある理由について必ずしも特定できていない。例えば、103万円で集群があるとしても、配偶者控除だけでなく、所得税の課税限度や、企業の配偶者手当の可能性もある。また、税・社会保険制度は、「年収の壁」を緩和する方向に改正されているにもかかわらず、観察される「年収の壁」が強固に変わっていない。税・社会保険といった制度よりも人々の意識による可能性や政策効果の発現にタイムラグがある可能性もある。本稿では、既婚女性の労働量に関するシミュレーションモデルを構築し、シミュレーションの感度分析によって、配偶者控除、社会保険料、所得税の基礎控除などの政策変更があった場合の効果を検証する。さらに、働く規範や人口動態のもたらす影響と比較することによって、税・社会保険など制度変更の大きさを相対的に評価する。

## II. データ

本研究で利用するのは、厚生労働省が実施する「パートタイム労働者総合実態調査（パートタイム労働者調査）」である。この調査は約5年ごとに10月に実施されているが、本研究では2021年調査を用いる。

パートタイム労働者調査では、業種（19分類）と事業所規模（5分類）を階層とする層別2段階無作為抽出（1段階目で事業所を抽出、抽出された事業所内から個人を抽出）を行う。調査のサンプルサイズは約15,000であり、その全てがパートタイム労働者である。調査では、パートタイム労働者本人の個人属性（性別、年齢、学歴など）、勤続年数、労働時間、配偶者の有無、配偶者の就業状況・年収、同居家族の有無、働いている理由、現在の就業形態を選んだ理由、年収、雇用保険・社会保険の加入状況、就業調整の有無・理由などを尋ねる。

本研究で使うデータは、年収300万円以下の女性パートタイム労働者のデータである。パートタイム労働者調査では、前年（1月1日～12月31日）の所得を1万円単位で問う項目があり、図1のような分布となっている。(a), (b), (c)はそれぞれ、全体、既婚女性、未婚女性の5万円単位の所得分布である。点線は103万円と130万円の所得水準をそれぞれ表している。(c)の未婚女性では年収の壁で就業調整をする傾向が観察されない<sup>3)</sup>が、(b)では103万円水準に労働者の集群があり、既婚女性が年収の壁を超えないよう就業調整していることが示唆される。(a)の女性全体の所得分布で観察される年収の壁は、既婚女性の行動を反映していることが分かる。

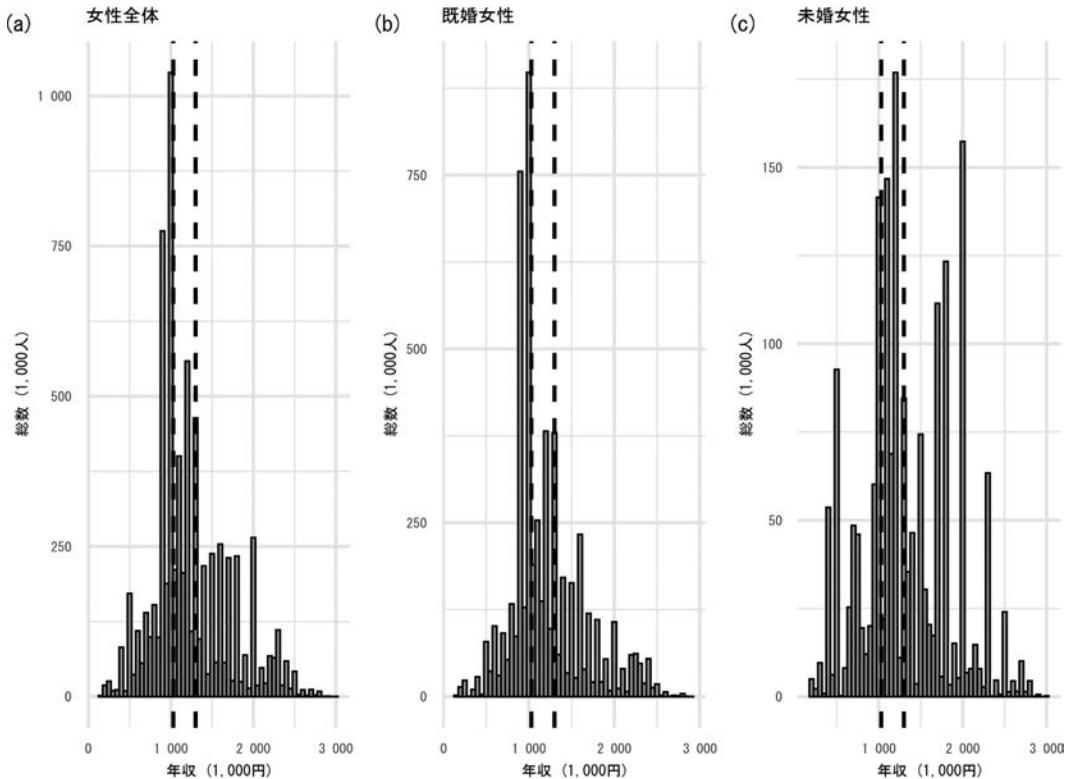
パートタイム労働者調査は、就業調整について

て直接質問する項目がある。表1は、その質問部分を抜き出したものである。まず就業調整をしているか否かを選択し、就業調整をしていると回答した被験者はその理由を問う、複数回答可の質問に答える。その理由に所得税や社会保険料など、制度的要因が挙げられているため、この質問で就業調整していると回答している被験者は税や社会保険の制度に起因して就業調整をしていると推察できる。婚姻状況別の就業調整の割合は、全体では約21%，既婚女性では約26%，未婚女性では約6%である。図2は、婚姻状況と就業調整有無別の所得分布を表している。(a)の既婚かつ就業調整している女性の所得分布では、103万円と130万円の両方の年収の壁について、その水準を超える被験者の数が急落するため、就業調整がなされていると考えられる。一方、(b)の未婚かつ就業調整している女性に関してはそのような所得分布の特徴は観察されない。(c)の既婚かつ就業調整をしていない女性の所得分布では、90万円の水準に集まっているものの、103万円や130万円の年収の壁に関してはその周辺で特に分布の変化は観察されない。(d)の未婚かつ就業調整していない女性に関しては、100万円周辺の所得層が厚いものの、年収の壁が影響しているわけではないと思われる。

図2から、女性パートタイム労働者の所得分布は次の二つの特徴を持つ。一つには、就業調整の有無にかかわらず、100万円周辺の所得層が最も厚い。もう一つは、既婚かつ就業調整している女性について、130万円の壁よりも103万円の壁の方が、女性が働く制約として強く効いている。

3) 図1(c)では、90万円から120万円まで各所得層の人数は増加傾向にあるが、それ以上では各所得層で人数が上下しており、特別130万円を境に人数が減るということは観察されない。

図1 女性パートタイム労働者の所得分布



（注） 年収300万円以下の女性パートタイム労働者のデータのみを使った。パネル（a）、（b）、（c）はそれぞれ、全体、既婚女性、未婚女性の5万円単位の所得分布である。

（出所） パートタイム労働者調査（2021年）より筆者作成

表1 パートタイム労働者調査の質問項目

| 過去1年間で就業調整（年収の調整や労働時間の調整）をしましたか？   |            |       |
|--|------------|-------|
| 就業調整をしている  | 就業調整をしていない | わからない |
| <p>1 自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから<br/>     2 一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから<br/>     3 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから<br/>     4 一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから<br/>     5 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を支払わなければならないから<br/>     6 会社の都合により雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入要件に該当しないようにしているため<br/>     7 現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため<br/>     8 その他</p> |            |       |

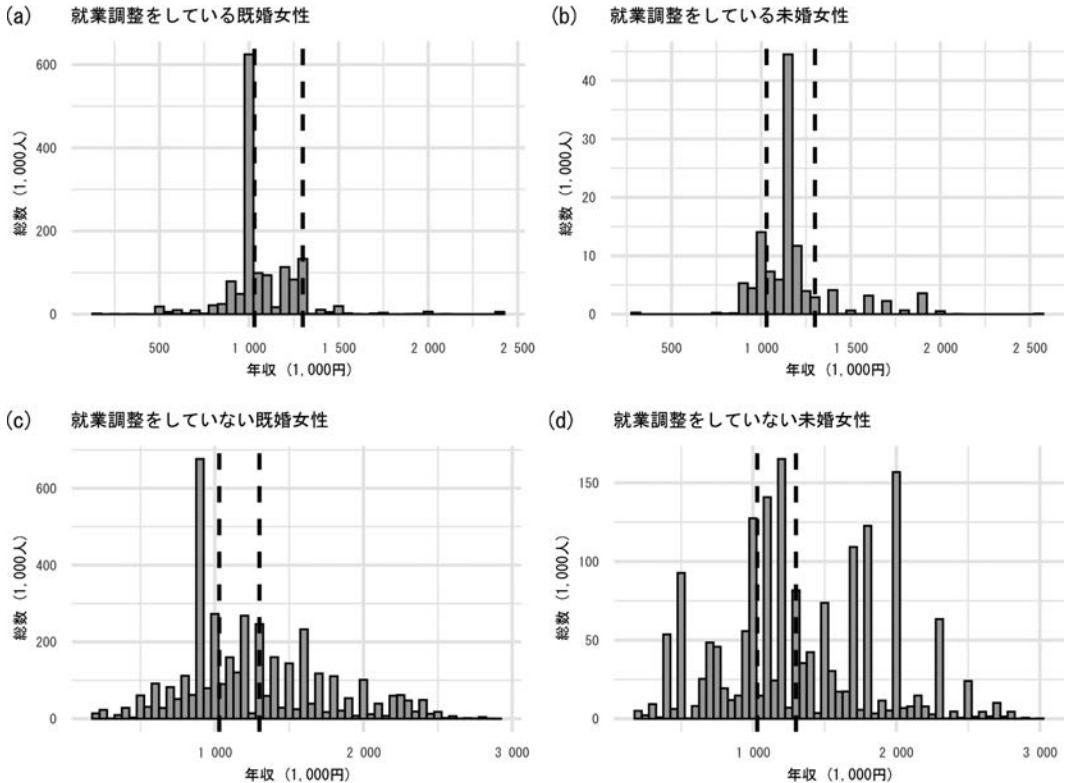
（出所） パートタイム労働者調査（2021年）より抜粋

図3は、就業調整をしている理由について、その理由を選んだ割合を表している。横軸の1～8は、表1で示した理由の番号に対応している。就業調整をしている理由としては、130万円の壁に対応する社会保険料が最も回答割合が高く、103万円の壁に対応する所得税と配偶者

控除がそれに続いている。配偶者控除は、配偶者特別控除との合計額が151万円から201万円にかけて控除額が漸減するシステムに2018年より変更されている。図4（a）は社会保険料を理由に就業調整をしている者の所得分布を表しているが、130万円を超えないよう調整して

なぜ年収の壁はなくならないのか？

図2 婚姻状況、就業調整有無別の所得分布



(注) 年収300万円以下の女性パートタイム労働者のデータのみを使った。パネル(a)は既婚・就業調整している女性、(b)は未婚・就業調整している女性、(c)は既婚・就業調整をしていない女性、(d)は未婚・就業調整をしていない女性の所得分布である。

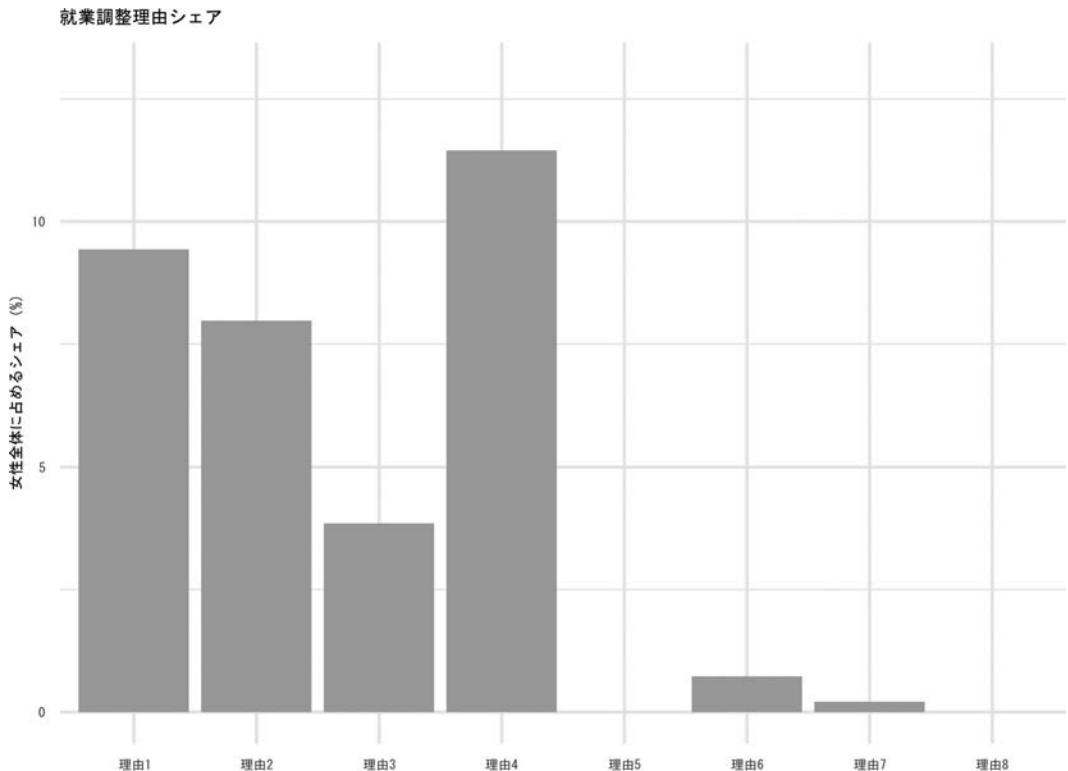
(出所) パートタイム労働者調査(2021年)より筆者作成

いるとはいっても、130万円ちょうどで調整するのではなく、100万円～130万円の間で柔軟に所得を調整していることが見て取れる。各労働者は、働いている時点では自身の所得を正確に把握しているわけではないため、保守的に調整しているためであると思われる。

図2から、就業調整していない女性も、多くが100万円周辺の所得を得るために働いていることがわかる。税や社会保険の制度に制約されていなくとも、なんらかの理由で働く時間を制限している可能性がある。Kodama et al.(2025)は、その要因として、所得目標 (Income target)があることを指摘した。女性パート労働者が働く理由として、主たる稼ぎ手ではないものの、

i) 生活を維持するには不可欠のため、ii) 子どもの教育費や仕送りの足しにするため、iii) 住宅ローンの足しにするため、iv) それ以外で家計の足しにするためのいずれかを選択している者を、所得目標がある労働者と定義した。これらの理由で働く場合、配偶者などの他の構成員の所得が主として家計所得を占めており、この労働者の所得は家計にとって必要な額に足りない分を補うことを目的とすると考えられるため、所得目標があると仮定した。所得目標を持つ労働者は約72%であり、所得目標をもち、かつ税や社会保険を理由に就業調整していない既婚女性の所得分布は図4(b)のようにあらわされる。90万円水準に集簇が見られるものの、

図3 理由ごとの就業調整比率



（注） 各就業調整理由は、表1で示した各理由に対応している。それぞれ、全サンプルに占める比率を表している。

（出所） パートタイム労働者調査（2021年）より筆者作成

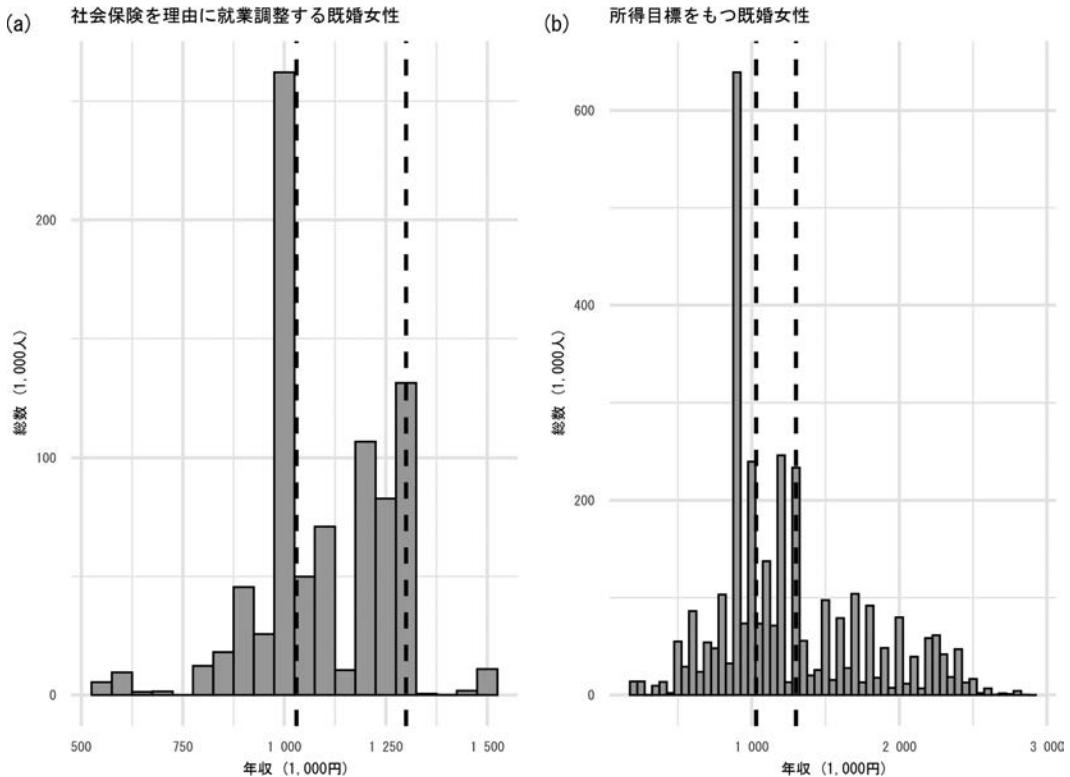
その他はおおよそ正規分布のよう分布している。

表2はパートタイム労働者調査についてのその他の記述統計を示している。婚姻ダミーは結婚していれば1、そうでなければ0をとる変数、就業調整有無ダミーは表1の質問で就業調整をしていると回答した場合に1、そうでなければ0をとる変数、所得目標有無ダミーは所得目標があると定義される場合に1、そうでなければ0をとる変数である。所得は1,000円単位で表記している。配偶者の所得は、0万円から100万円、100万円から200万円、200万円から300万円、300万円から400万円、400万円から500万円、500万円から600万円、600万円から800万円、800万円から1,000万円の所得階層で把握されている。各数値は女性全体、既婚女性、未婚女性について、変数ごとに平均し

たものであり、括弧内はその標準偏差を表している。婚姻ダミーの平均より、既婚の割合が74%と高いが、これはサンプルがパートタイム労働者のみに限定しているためである。就業調整有無ダミーより、パート女性労働者に限定していても就業調整をしていると回答している者が21%であることがわかる。少なくとも表1の質問で就業調整をしていると回答する者は多くなく、図1の分布から多くの者は就業調整をせずに90万円から130万円の間の所得を得ていることが分かる。一方、所得目標有無ダミーから、所得目標を持っていると思われる者は女性全体で64%とおおよそ3分の2を占める。配偶者所得について、300万円から1,000万円まで、9%から18%の間に収まっており、極端な偏りがあるわけではなく、パート女性労働者

なぜ年収の壁はなくならないのか？

図4 就業調整理由と所得分布



の配偶者の所得は幅広く分布していることがわかる。

### III. シミュレーション

本節では、前節で捉えたデータの特徴に合致する形で、既婚女性の労働量に関するシミュレーションモデルを構築する。そのモデルにおける、次の政策変更の効果を検証する。検証する政策変更は、ケース（i）配偶者控除制度がなかった場合、（ii）所得税の基礎控除が47万円分引き上げられた場合、（iii）社会保険料支払いがなかった場合、（iv）社会保険料の支払いも配偶者控除もなかった場合、（v）全員が社会保険料を支払う場合、（vi）全員が社会保険料を支払い、配偶者控除がない場合、（vii）社会保険料の支払いが300万円から始まる場合、（viii）社会保険料の支払いが300万円から始まり、配偶者控除がない場合である。さらに、そのインパクトの大きさを評価するために、（ix）所得目標がない場合、（x）婚姻率が2000年と同じだった場合、（xi）婚姻状況別就業形態割合が2000年と同じだった場合のケースについてもシミュレーションを行った。ケース（x）、（xi）については、フルタイム労働者の労働量を就業構造基本調査から外挿し、国勢調査から得た就業形態別女性労働者の割合を用いて、経済全体での女性の労働量を計算する。

#### III-1. シミュレーションモデル

本節で用いるシミュレーションモデルにおいて、既婚女性の労働投入量は次の最適化問題を解くことで求められる。

$$\begin{aligned} \max_{h>0} \quad & u(c, h) = \frac{c^{1-\sigma}}{1-\sigma} - \psi \frac{(1+h)^{1-\phi} - 1}{1-\phi} \\ \text{s.t.} \quad & c = [wh - T(wh - SI(wh)) - SI(wh)] \\ & + [y_s - T(y_s - D(wh) - SI(y_s)) \\ & - SI(y_s)] \end{aligned}$$

この労働者の効用は消費  $c$  からの効用と労働

$h$  の不効用で構成される加法分離型効用関数である。 $\sigma > 0$  は消費の代替の弾力性の逆数である。労働の不効用の関数は、 $h \rightarrow 0$  で不連続にならないよう  $1+h$  で正規化している。 $\psi$  は労働の不効用のスケールパラメータである。この労働者は自身から得られた可処分所得と配偶者の可処分所得の合計を考慮し、最適化を行う。それぞれの可処分所得は、労働所得から所得税  $T$  と社会保険料  $SI$  を引くことで求められる。労働者の労働所得  $wh$  は外生的な賃金  $w$  に労働量  $h$  を乗じることで算出され、それにかかる所得税は、2021年時点の日本の所得税制を模し、累進的に税率が上昇する。社会保険料も日本の制度を模し、労働所得が一定値を超えると所得全体に固定率の社会保険料率が課される形である。支払う社会保険料は、所得税率を計算する際には控除される。配偶者に関しても、外生的な労働所得  $y_s$  に対して同様の所得税と社会保険料が課される。ただし、労働者の労働所得  $wh$  に依存して配偶者控除  $D$  が適用される。

ある課税所得  $y_{tax}$  に対する所得税の関数  $T(y_{tax})$  は、閾値ベクトル  $Tcutoff$  と限界税率ベクトル  $Trate$  で表現される。課税所得が  $cutoff_i < y_{tax} < cutoff_{i+1}$  であるとき、税額  $T(y_{tax})$  は、

$$\begin{aligned} T(y_{tax}) = & [Tcutoff(1) - 0] \times Trate(1) \\ & + [Tcutoff(2) - Tcutoff(1)] \\ & \times Trate(2) + \\ & \dots + [y_{tax} - Tcutoff(i)] \times Trate(i) \end{aligned}$$

となる。ただし、ベクトルの括弧はベクトルの要素を指している。課税所得  $y_{max}$  は労働所得  $y$  から、給与所得控除  $ID(y)$  および基礎控除  $b$  を差し引いたもので定義される。

$$y_{tax} = y - ID(y) - b$$

ここで、 $b$  および  $ID(y)$  は日本の制度に合致

するよう設定している。 $b$  は固定値である。各区間  $yyy$  に対して、係数ベクトル  $IDslope$ 、切片ベクトル  $IDint$  および閾値ベクトル  $IDcutoff$  を用いて

$$ID(y) = IDslope(i) \times y + IDint, \text{ if } IDcutoff(i) \leq y < IDcutoff(i+1)$$

で定義される。ある労働所得  $y$  に対する社会保険料の関数  $SI(y)$  は、閾値  $SIcutoff$  と社会保険料率  $SIrate$  で次のように表現される。

$$SI(y) = \begin{cases} 0 & , \text{ if } wh < SIcutoff \\ SIrate \times y & , \text{ if } wh \geq SIcutoff \end{cases}$$

最後に、配偶者控除は、閾値  $Dcutoff_{min}$  と閾値  $Dcutoff_{max}$ 、および控除額  $D_{max}$  で次のように表現される。

$$D(y) = \begin{cases} D_{max} & , \text{ if } y \leq Dcutoff_{min} \\ S(y) & , \text{ if } Dcutoff_{min} < y \leq Dcutoff_{max} \\ 0 & , \text{ if } y \geq Dcutoff_{max} \end{cases}$$

ただし、 $S(y)$  は三次スプラインで、 $y$  の増加に応じて  $D_{max}$  から 0 に滑らかに減少する関数である。

さらに、労働者の労働量決定は、次の二つの仮定による制約を受ける。

【仮定 1】一部の労働者は労働量に上限が存在する。

【仮定 2】社会保険料が原因で就業調整する労働者は保守的に労働量を減少させる。

仮定 1 の制約は、前節で図 4 (b) に示された通り、労働者は税や社会保険以外でも、労働者は所得目標をもち、その上限を超えないように働く傾向があることを反映した仮定である。すべての労働者がこの上限を持つわけではなく、 $P_{IT}$  の割合の労働者がこの制約を持つとする。また、所得目標は主たる稼ぎ手による所得の足りない分を補うという性質から、各労働者で異なる値を持つことが想定されるので、60 万円から 300 万円の間で、平均  $\mu_{IT}$ 、標準偏差  $\sigma_{IT}$  の正規分布に従って所得目標が分布しているとする。仮定 2 の制約も、前節で図 4 (a) に示された通り、社会保険料を理由に就業調整している人の多くが、130 万円に合致するように調整しているのではなく、100 万円から 130

万円の間で保守的に調整していることを反映した仮定である。ここでは、100 万円から 130 万円の間で、平均  $\mu_{EA}$ 、標準偏差  $\sigma_{EA}$  の正規分布に従って所得を決定するとする。

### III-2. 所得分布のシミュレーション手法

表 2 (記述統計) で見た通り、配偶者所得には異質性がある。本研究では、配偶者の所得が 300 万円から 800 万円まで一様に分布していると仮定する。シミュレーションでは、配偶者所得のグリッド幅 5,000 円とし、各グリッドで労働所得の上限を、60 万円から 300 万円の切端正規分布  $N(\mu_{IT}, \sigma_{IT})$  に従って 30 サンプル生成する。ここで、賃金は全労働者で一定と仮定するため、この労働所得の上限は労働量の上限に対応している。その生成したもののうち、 $P_{IT}$  の割合の労働者にだけ上限を適用し、それ以外には適用しない。各労働者は配偶者所得と賃金を所与とした最適な労働量とその上限を比較し、労働量を決定する。さらに社会保険料による予算制約線のキックにより、 $SIcutoff$  に労働所得を調整している労働者は、労働所得を、100 万円から 130 万円の切端正規分布  $N(\mu_{EA}, \sigma_{EA})$  に従って労働量を決定する。データと同様、300 万円以下のサンプルに限定する。

### III-3. パラメータの決定

本モデルにおけるパラメータは表 3 のように設定する。配偶者所得  $y_s$  は、500 万円を 1.0 として、0.6 から 1.6、すなわち 300 万円から 800 万円の間で一様に分布する。Havránek (2015) が 169 本の論文をレビューし、消費の代替弾力性を 0.5 と推定していることから、その逆数である  $\sigma$  を 2.0 と設定する。労働の不効用のスケールパラメータ  $\psi$  は 1 に基準化する。分布のパラメータ  $\mu_{IT}, \sigma_{IT}, \mu_{EA}, \sigma_{EA}$  は、図 4 (a) と (b) で示された各所得分布から決定する。 $\phi$  と  $w$  は生成した所得分布が図 2 の所得分布と合うように設定する。所得税のパラメータは日本の税制に合わせて決定している。限界税率の変化する所得水準に合わせて、

$$Tcutoff = (0.00, 0.206, 0.39, 0.66, 1.39, 1.80, 3.60, 8.00)$$

$$Trate = (0.00, 0.05, 0.10, 0.20, 0.23, 0.33, 0.40, 0.45)$$

とした。課税所得が 0.206、すなわち 103 万円までは、所得税率が 0 であり、所得税が課されない。2021 年時点の日本では、課税所得を計算する際に基礎控除 48 万円と給与所得控除 55 万円の合計 103 万円が労働所得から控除されることを反映している。社会保険料に関しては、 $SIcutoff$  を 0.26、すなわち 130 万円に、 $SIrate$  を 0.135 に設定している。社会保険料率は健康保険料率が都道府県ごとに異なるが、おおよそ 13% から 14% 程度である。配偶者控除に関しては、労働所得が 150 万円までは 38 万円が配偶者の所得から控除され、労働所得が 201 万円となった時点で 0 となるよう徐々に控除額が減少する。それを再現する形で、 $D_{max}$  を 0.076、 $Dcutoff_{min}$  を 0.3、 $Dcutoff_{max}$  を 0.4 とした。

図 5 (a) は本モデルによって生成された所得分布と図 2 で示された所得分布を、それぞれカーネル密度関数に変換し、重ね合わせて表示している。図 5 (b) は、仮定 1 と仮定 2 の両方を適用せずに生成した所得分布とベースラインの所得分布のカーネル密度関数を重ね合わせて表示している。ここから、シミュレーションでは、130 万円水準に集群が見られ、130 万円

から約 200 万円の間で、分布が谷になっていることが分かる。これは、社会保険制度がなければ最適な労働量によって得られる所得が 130 万円から 200 万円強の労働者は、その制度によって、労働量を調整して労働所得を 130 万円まで落とすことが最適となることを示している。その範囲内に、200 万円から漸増し、150 万円で最大になる配偶者控除の閾値も存在するが、それらの水準が明示的に就業調整として表れてはいない。ただし、労働所得が 200 万円強で調整をする労働者は、配偶者控除による便益も考慮に入れて就業調整を行っている。仮定 1 と仮定 2 を適用することで、図 5 (b) のようにデータを再現する所得分布を得ることができる。これをベースラインモデルとする。

### III-4. 政策変更の効果

本モデルを用いて、配偶者控除・配偶者特別控除、所得税基礎控除、社会保険料の異なる 8 つの政策変更のシミュレーションを行う。加えて、税・社会保険料変更の効果の相対的大きさを、働く規範や人口動態の変化の効果と比較・評価する。検証する政策変更は、ケース (i) 配偶者控除制度がなかった場合、(ii) 所得税の基礎控除が 47 万円分引き上げられた場合 (2025 年度税制改正の給与収入 200 万円以下の場合に基礎控除が 48 万円から 95 万円の引き

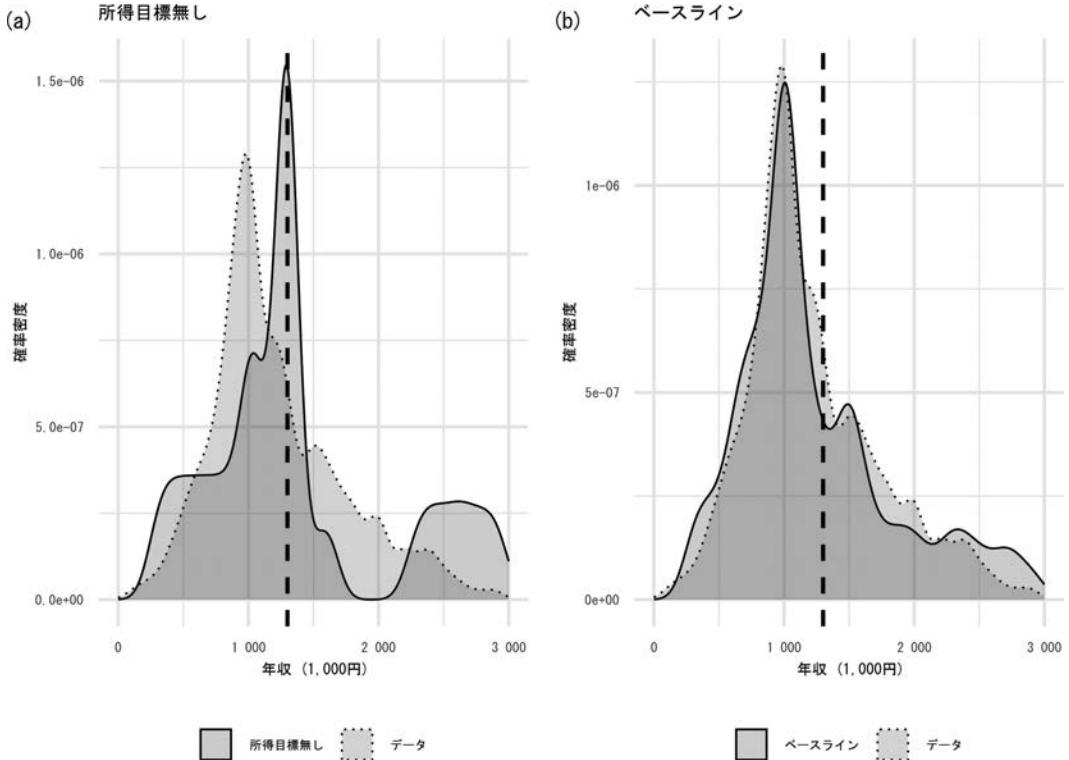
表3 シミュレーションに用いたパラメータ

|               |            |                 |   |
|---------------|------------|-----------------|---|
| $y_s$         | [0.6, 1.8] | $Tcutoff$       | (-0.10, 0.00, 0.39, 0.66, 1.39, 1.80, 3.60, 8.00) |
| $\sigma$      | 2.0        | $Trate$         | (0.00, 0.05, 0.10, 0.20, 0.23, 0.33, 0.40, 0.45)  |
| $\psi$        | 1.0        | $IDslope$       | (0.11, -0.02, 0.016, 0.088, 0.22, 0.39)           |
| $\phi$        | 0.5        | $IDint$         | (0, 0.4, 0.3, 0.2, 0.1, 0)                        |
| $w$           | 1.6        | $IDcutoff$      | (0.0, 0.325, 0.36, 0.72, 1.32, 1.7)               |
| $\mu_{IT}$    | 0.2        | $SIcutoff$      | 0.26  |
| $\sigma_{IT}$ | 0.2        | $SIrate$        | 0.135   |
| $\mu_{EA}$    | 0.2        | $D_{max}$       | 0.076   |
| $\sigma_{EA}$ | 0.15       | $Dcutoff_{min}$ | 0.3   |
|               |            | $Dcutoff_{max}$ | 0.4   |

(出所) 筆者作成

なぜ年収の壁はなくならないのか？

図5 シミュレーション結果：ベースライン



(出所) パートタイム労働者調査（2021年）より筆者作成

上げに相当), (iii) 社会保険料支払いがなかった場合 (全員が社会保険料支払いがない場合に相当), (iv) 社会保険料の支払いも配偶者控除もなかった場合, (v) 全員が社会保険料を支払う場合, (vi) 全員が社会保険料を支払い, 配偶者控除がない場合, (vii) 社会保険料の支払いが300万円から始まる場合 (パートタイム労働者のみ社会保険料支払いがない場合に相当), (viii) 社会保険料の支払いが300万円から始まり, 配偶者控除がない場合である。さらに, そのインパクトの大きさを評価するために, (ix) 所得目標がない場合, (x) 婚姻率が2000年と同じだった場合, (xi) 婚姻状況別就業形態割合が2000年と同じだった場合のケースについてもシミュレーションを行った。図6と図7は, それぞれの政策変更後の所得分布とベースラインモデルの所得分布のカーネル密度

関数を重ね合わせて表示している。

まず, 図6 (a) の配偶者控除がなかった場合の結果では, 配偶者控除がなくなり, 家計全体の手取りが減少する分, 所得効果により全体的に少し労働量が増えるが, 所得分布の形はほとんど変わることはない。

図6 (b) の基礎控除が47万円上昇する場合は, 配偶者の支払う税額が減少し家計の手取りが増加することによる所得効果で, 低い所得層では労働量を減少させている。その一方で, 基礎控除の上昇は自身の働くことによって支払う税額を減少させることになるので, 所得の高い層では労働量が少し増加する。結果として, 100万円周辺の集群は小さくなる。

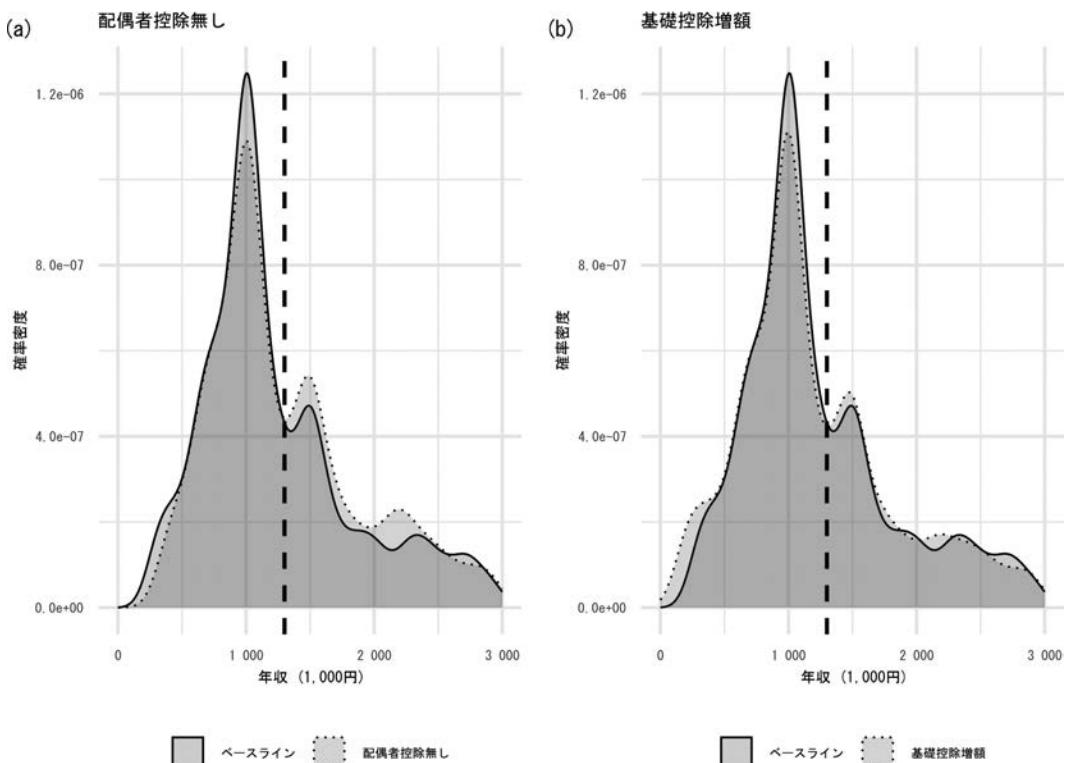
図7の (a)～(f) は, すべて社会保険料の制度を変更した場合の結果を表している。社会保険料の制度変更は女性パート労働者の所得分布

に大きな影響を及ぼす。(a), (c), (e) はそれぞれ、全員の社会保険料支払いがなかった場合、年収や労働時間にかかわらず全員が社会保険料支払いを行う場合、社会保険料の支払いが始まる閾値を300万円とした場合の結果である。これは、配偶者の所得を300万円から800万円の一様分布で設定しているため、配偶者の社会保険料支払いは生じるが、女性パート労働者が社会保険料を支払うことがないという状況である。(b), (d), (f) はそれぞれ、(a), (c), (e) の状況に加えて、配偶者控除もなかった場合の結果である。

(a) は全員の社会保険料支払いがなかった場合で、集群が明らかに小さくなる。その一方で、労働しない者が多くなることから、分布の左端

に集群が生じている。この政策変更では、本人と配偶者の社会保険料支払いがともにない場合を扱っているため、家計の手取りが大幅に増加し、所得効果により労働量を減少させるためである。(b) はさらに配偶者控除の制度もなかった場合の結果である。150万円周辺で働くものが減少していることが分かる。すなわち、社会保険料が無くなることで、労働者は130万円の壁で調整するインセンティブが無くなるが、社会保険料支払いがあるときは130万円の壁による就業調整で表出していなかった、配偶者控除による就業調整が行われることを意味している。これは、(d) と (e) においても同様の傾向が生じている。配偶者控除で調整する場合にも社会保険料に関する就業調整と同じく保守的

図6 シミュレーション結果：ケース (i), (ii)



(注) ケース (i) 配偶者控除制度がなかった場合、(ii) 所得税の基礎控除が47万円分引き上げられた場合のシミュレーション結果である。

(出所) パートタイム労働者調査（2021年）より筆者作成

な調整を行う可能性があるが、ここでは最適化による調整をそのまま適用している。

(c) は年収や労働時間にかかわらず全員が社会保険料支払いを行う場合の結果である。こちらも、130万円で調整するインセンティブがなくなるので、集団は見られない。(a) のケースと同様所得の低い層が増加しているが、(a) のケースでは配偶者の社会保険料支払いが無くなることによる所得効果が要因であったのに対して、(c) のケースでは低い所得の者にも社会保険料支払いが課され、労働の価格が減少することによる代替効果が要因である。

(e) は、社会保険料の支払いが始まる閾値を300万円としたときの結果である。この場合も、

(a) や (c) と同様に、130万円で就業調整するインセンティブが無くなり、集団が見られない。所得の低い層の労働者にとってはこの場合もベースラインの場合も社会保険料を支払わず、所得の上限に制約されることにも変わりないので、労働量が変わらない。ベースラインで集団していた層は全体的に労働量を増加させ、とくに新たな閾値となる300万円に小規模

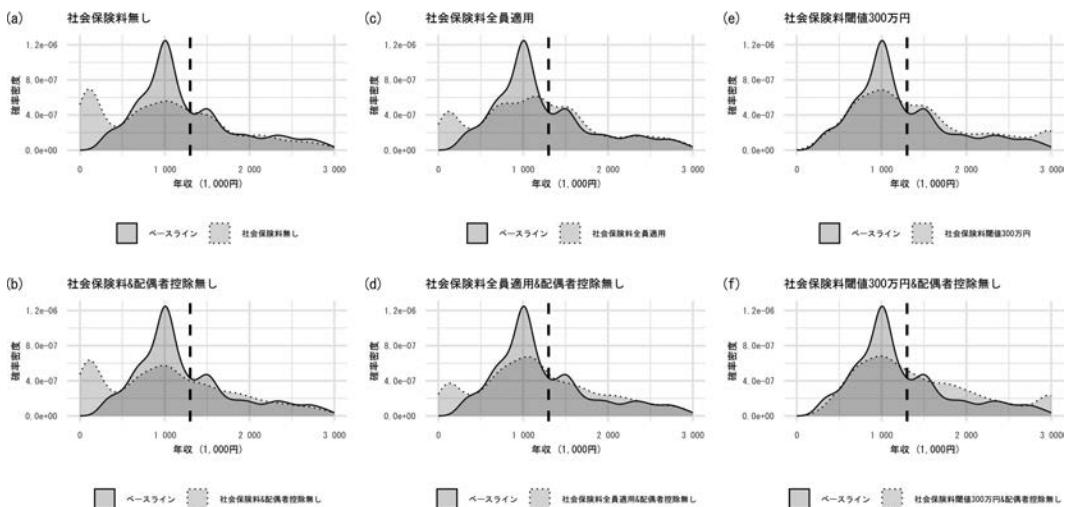
な集団が生じている。

次に、これらの政策変更による集計労働量の変化を分析する。表4の2列目は、既婚女性パート労働者について、政策変更後の労働量を、ベースラインの労働量を1として表示したものである。

配偶者控除、配偶者特別控除がない場合(ケース (i))、配偶者の税金が増加するため、所得効果で、既婚女性パート労働者の労働供給は増える。ベースラインの女性労働量を1とした時、既婚女性パート労働者の労働量は1.02である。

ケース (ii) の所得税の基礎控除が47万円分引き上げられた場合は、2025年度税制改正で、所得税の基礎控除が48万円から、給与収入200万円以下の場合は基礎控除額が95万円まで引き上げられたことに相当する。所得税の基礎控除が47万円分引き上げられた場合、既婚女性パート労働者の労働量は0.98となる。所得税基礎控除拡大には2つのルートがある。配偶者の税が減少するため、所得効果で、既婚女性パート労働者の労働力が減少する効果と、

図7 シミュレーション結果：ケース (iii) ~ (viii)



(注) パネル (a) は社会保険料支払いがなかった場合、(b) 社会保険料の支払いも配偶者控除もなかった場合、(c) 全員が社会保険料を支払う場合、(d) 全員が社会保険料を支払い、配偶者控除がない場合、(e) 社会保険料の支払いが300万円から始まる場合、(f) 社会保険料の支払いが300万円から始まり、配偶者控除がない場合である。

(出所) パートタイム労働者調査(2021年)より筆者作成

本人の税が減少するために、代替効果で、女性パート労働者の労働量が増加する効果である。前者の効果は後者より大きいため、トータルでは既婚女性パート労働者の労働供給は減少する。

ケース（iii）からケース（viii）は、社会保険料負担を変化させてシミュレーションを行った。ベースライン、全員が支払わない（ケース（iii））、全員が支払う（ケース（v））、年収300万円以上の労働者のみ支払う（ケース（vii））の4パターンとそれについて、配偶者控除がない場合である。社会保険料の負担が大きい順番に、全員が支払う>ベースライン（130万円以上の労働者のみ支払う）>300万円以上の労働者のみ支払う>全員が支払わないとなる。この時、既婚女性パート労働者の労働量は、それぞれ、0.96、1、1.04、0.79となる。これは、社会保険料がかかる本人が労働量を減らす効果（代替効果）と、配偶者の所得に対する社会保険料免除は、女性にとっては非労働所得の増加を意味するので、労働量が減少する効果（所得効果）で説明ができる。全員が支払う、ベースライン、300万円以上の労働者のみ支払うの3つのケースでは、本人の社会保険料の多寡が本人の労働量に与える影響のみを考慮すれば良い。しかし、全員が支払わないケースでは、それに加えて、配偶者の社会保険料免除の影響を考慮する必要がある。そのため、全員が支払う、ベースライン、300万円以上の労働者のみ支払うケースでは、線形的に女性パート労働者の労働量は増加するが、全員が支払わないケースでは配偶者の税金支払い減少を通じた所得効果による労働量減少効果が大きくなる。また、社会保険料による年収の壁がインセンティブとして機能しないときには、配偶者控除による150万円の壁が就業調整のインセンティブとして機能する可能性がある。配偶者控除、所得税の女性労働供給に及ぼす効果は社会保険料よりも小さい。

ケース（ix）は、所得目標がなかった場合のシミュレーション結果である。ベースラインの女性労働量を1とすると、所得目標がなかった

場合には、既婚女性パート労働者の労働量1.54となり、そのインパクトは、税・社会保険料の変更に比べて極めて大きい。

表4の3列目は、政策変更後の日本全体の女性労働量を、ベースラインの労働量を1として表示したものである。就業構造基本調査と国勢調査の情報を用いて、日本全体の日本の労働量を推計する。就業構造基本調査（2021年）から未婚女性正規労働者、未婚女性非正規労働者、既婚女性正規労働者、既婚女性非正規労働者のそれぞれの労働者の一人当たり年間労働時間を求めた。その結果がそれぞれ、1,403時間、913時間、1,346時間、767時間である。また、国勢調査（2020年）から未婚女性正規労働者、未婚女性非正規労働者、未婚女性非就業者、既婚女性正規労働者、既婚女性非正規労働者、既婚女性非就業者の割合が、それぞれ、27%、2%，3%，33%，17%，19%と求まる（図8参照）。これらを掛け合わせることで日本全体の労働量を求める。その労働量をベースラインの労働量として、政策変更後に既婚女性非正規労働者の労働量のみ表4第2列目のように変化したときの日本全体の労働量の変化を計算している。既婚女性非正規労働者以外の労働量は変化しないと仮定している。既婚女性の割合分、日本全体の労働量に与える影響は縮小する。

表4第3列目では、過去20年間の人口動態の変化の効果もシミュレーションしている。ケース（x）は婚姻率が2000年と同じだった場合、ケース（xi）は婚姻状況別就業形態割合が2000年と同じだった場合である。2000年の国勢調査より、未婚女性正規労働者、未婚女性非正規労働者、未婚女性非就業者、既婚女性正規労働者、既婚女性非正規労働者、既婚女性非就業者の割合は、それぞれ、20%，2%，3%，23%，19%，32%である（図8参照）。この20年で、既婚女性正規労働者の割合が大きく上昇し、既婚女性非就業者の割合が大きく減少した。

表4の結果によると、女性の労働供給量はベースラインを1とした時に、ケース（i）配偶者控除制度がなかった場合、（ii）所得税の

## なぜ年収の壁はなくならないのか？

基礎控除が47万円分引き上げられた場合には1.00とベースラインと変わらない。(iii)社会保険料支払いがなかった場合は0.97, (iv)社会保険料の支払いも配偶者控除もなかった場合は0.98, (v)全員が社会保険料を支払う場合は0.99, (vi)全員が社会保険料を支払い, 配偶者控除がない場合は1.00, (vii)社会保険料

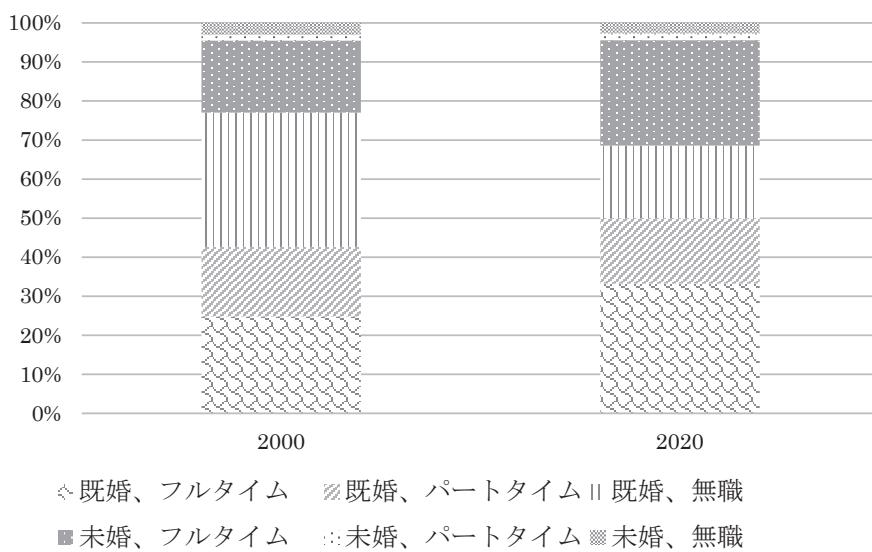
の支払いが300万円から始まる場合も1.00, (viii)社会保険料の支払いが300万円から始まり, 配偶者控除がない場合は1.01となる。また, (ix)所得目標がない場合には1.07, (x)婚姻率が2000年と同じだった場合は0.88, (xi)婚姻状況別就業形態割合が2000年と同じだった場合は0.82となる。

表4 シミュレーション結果：集計労働量

|   | 既婚女性パート労働者の労働量 | 日本全体の女性労働量 |
|---|----------------|------------|
| ベースライン                                  | 1              | 1          |
| (i) 配偶者控除制度がなかった場合                      | 1.02           | 1.00       |
| (ii) 所得税の基礎控除が47万円分引き上げられた場合            | 0.98           | 1.00       |
| (iii) 社会保険料支払いがなかった場合                   | 0.79           | 0.97       |
| (iv) 社会保険料の支払いも配偶者控除もなかった場合             | 0.82           | 0.98       |
| (v) 全員が社会保険料を支払う場合                      | 0.96           | 0.99       |
| (vi) 全員が社会保険料を支払い, 配偶者控除がない場合           | 0.97           | 1.00       |
| (vii) 社会保険料の支払いが300万円から始まる場合            | 1.04           | 1.00       |
| (viii) 社会保険料の支払いが300万円から始まり, 配偶者控除がない場合 | 1.05           | 1.01       |
| (ix) 所得目標がなかった場合                        | 1.54           | 1.07       |
| (x) 婚姻率が2000年と同じだった場合                   |                | 0.88       |
| (xi) 婚姻状況別就業形態割合が2000年と同じだった場合          |                | 0.82       |

(出所) 筆者作成

図8 既婚／未婚別、正規／非正規／非就業者別割合（2000年、2020年）



(注) 25-64歳女性。正規労働者は、労働力人口のうち、就業者かつ、主に仕事、非正規は、労働力人口のうち、就業者、かつ、家事の他ほか仕事、非就業者は、非労働力人口のうち家事と回答した者。

(出所) 国勢調査（2000年、2020年）より筆者作成

## IV. おわりに

なぜ年収の壁はなくならないのか？本研究では、既存研究でも明らかになっている「年収の壁」の存在について改めて確認した。制度上は、税による103万円の壁より、社会保険料による130万円の壁の方が、手取り所得を大きく減らすはずである。しかし、実際のデータでは、既婚で就業調整をしているパートタイム女性労働者の所得は100万円付近で大きな壁が観測される。また、既婚で就業調整していないパートタイム女性も、多くが100万円周辺の所得を得るように働いている。その傾向は、女性の労働供給を増やすために、2004年、2018年に配偶者控除、配偶者特別控除が見直された後も続いている。さらに、130万円の壁を打破するために、2016年以降、社会保険料支払いの閾値を一定規模以上の企業の労働者は106万円に引き下げられた。そのような努力にもかかわらず、2020年代になっても、「年収の壁」は観察される。

この原因を推測するために、我々はシミュレーションモデルを構築し、配偶者控除・配偶者特別控除、所得税基礎控除、社会保険料の異なる8つの政策変更のシミュレーションを行った。加えて、税・社会保険料変更の効果の相対的な大きさを、働く規範や人口動態の変化の効果と比較・評価した。その結果、分かったことは以下の通りである。

配偶者控除、配偶者特別控除がない場合には、配偶者の税金が増加するため、所得効果で、既婚女性パート労働者の労働供給は増える。ベースラインの女性労働量を1とした時、既婚女性パート労働者の労働量は1.02、日本全体の女性労働量は1.00である。所得税の基礎控除はこれまで48万円であったが、2025年度税制改正では、給与収入200万円以下の場合は基礎控除額が95万円まで引き上げられた。この改正に相当する政策変更（所得税の基礎控除が

47万円分引き上げられた）では、既婚女性パート労働者の労働量は0.98、日本全体の女性労働量は1.00となる。配偶者の税が減少することによる所得効果は、本人の税が減少する代替効果より大きいため、所得税基礎控除拡大は、トータルでは既婚女性パート労働者の労働供給を減少する。社会保険料については、仮に全ての人の社会保険料支払いがなくなると既婚女性パート労働者の労働供給は減少し、年収300万円未満の人の社会保険料支払いがなくなると既婚女性パート労働者の労働供給は増加する。本稿で検討した社会保険料負担のケースは、ベースライン、全員が支払わない、全員が支払う、年収300万円以上の労働者のみ支払うの4パターンである。社会保険料の負担が大きい順番に、全員が支払う>ベースライン（130万円以上の労働者のみ支払う）>300万円以上の労働者のみ支払う>全員が支払わないとなる。この時、既婚女性パート労働者の労働量は、それぞれ、0.96、1、1.04、0.79となり、日本全体の女性労働量は、それぞれ、0.99、1、1.00、0.97となる。全員が支払う、ベースライン、300万円以上の労働者のみ支払うケースでは、社会保険料がかかる本人が労働量を減らす効果（代替効果）の影響で、線形的に女性パート労働者の労働量は増加する。一方、全員が支払わないケースでは配偶者の税金支払い減少を通じた所得効果による労働量減少効果が大きくなる。また、社会保険料による年収の壁がインセンティブとして機能しないときには、配偶者控除による150万円の壁が就業調整のインセンティブとして機能する可能性がある。配偶者控除、所得税の女性労働供給に及ぼす効果は社会保険料の効果より小さい。

さらに、「所得目標」という働く規範の変化のインパクトもシミュレーションした。一部の

労働者は労働量に上限が存在し、社会保険料を理由として就業調整する労働者は保守的に労働量を減少させるため、100～130万円で就業調整をするという仮定を置くと、観察値に近い所得分布が得られ、100万円付近に高い「壁」ができる。現実の世界では、副稼得者は、税や社会保険の制度に制約されていなくとも、なんらかの理由で働く時間を制限している可能性がある。これは、副稼得者の時間制約が厳しく、主稼得者の所得が家計所得の大半を占めている状況では、副稼得者は家計にとって必要な額に足りない所得を補うことを目的として労働時間を決めるという所得目標仮説で説明できる。ベースラインの女性労働量を1とすると、所得目標

がなかった場合には、既婚女性パート労働者の労働量は1.54、日本全体の女性労働量は1.07となり、そのインパクトは、税・社会保険料の変更に比べて極めて大きい。また、過去20年間に、女性の既婚率は低下、フルタイムで働く女性は増加した。既婚率が20年前と同じだった場合の女性の労働供給量は0.88、婚姻状況別就業形態割合が20年前と同じだった場合の女性の労働供給量は0.82で、そのインパクトは、税・社会保険料変更、働く規範の影響より大きい。我々の研究結果によると、103万円の壁の正体は、所得税の課税限度でも、配偶者控除でもなく、所得目標という働く規範と、130万円の壁を回避するための保守的な労働力減少である。

## 参考文献

- 安部由起子、大竹文雄（1995），“税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動,” *季刊社会保障研究*, 31, 120-134（東京：国立社会保障・人口問題研究所）。
- 大石亜希子（2003），“有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度,” *季刊社会保障研究*, 39, 286-300。
- 児玉直美（2022），“女性の労働参加・労働時間の選択,” 「仕事・働き方・賃金に関する研究会——一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現に向けて」報告書, 90-120。
- 児玉直美、桃田翔平（2024），“最低賃金上昇は労働時間を抑制するか,” *日本労働研究雑誌*, 84-100。
- 近藤絢子、深井太洋（2023），“市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析,” *RIETI Discussion Paper Series 23-J-049*。
- 高橋新吾（2010），“配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定,” *日本労働研究雑誌*, 52, 28-43（東京：労働政策研究・研修機構）。
- 豊福実紀（2017），“配偶者控除制度の変遷と政治的要因,” *社会保障研究*, 1, 845-860。
- 中里孝（2023），“「社会保険の壁」と「就業調整」,” *国立国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF—*, 1218。
- 横山泉、児玉直美（2016），“女性の労働と税：データを用いた現状分析,” *フィナンシャル・レビュー*, 2016, 49-76。
- Akabayashi, Hideo (2006), “The labor supply of married women and spousal tax deductions in Japan—a structural estimation,” *Review of Economics of the Household*, 4, 349-378.
- Bick, Alexander, Bettina Brüggemann, Nicola Fuchs-Schündeln, and Hannah Paule-Paludkiewicz (2019), “Long-term changes in married couples’ labor supply and taxes: Evidence from the US and Europe since the 1980s,” *Journal of International Economics*, 118, 44-62.
- Bick, Alexander, and Nicola Fuchs-Schündeln (2017), “Quantifying the Disincentive Effects of Joint Taxation on Married Women’s Labor Supply,” *American Economic Review: Papers & Proceedings*, 107, 100-104.
- (2018), “Taxation and Labour Supply of

- Married Couples across Countries: A Macroeconomic Analysis," *The Review of Economic Studies*, 85, 1543-1576.
- Borella, Margherita, Mariacristina De Nardi, and Fang Yang (2023), "Are Marriage-Related Taxes and Social Security Benefits Holding Back Female Labour Supply?," *The Review of Economic Studies*, 90, 102-131.
- CBO (1997), "For Better or for Worse: Marriage and the Federal Income Tax," (Congressional Budget Office).
- Havránek, Tomáš (2015), "Measuring Intertemporal Substitution: The Importance of Method Choices and Selective Reporting," *Journal of the European Economic Association*, 13, 1180-1204.
- Immervoll, Herwig, Henrik Jacobsen Kleven, Claus Thustrup Kreiner, and Nicolaj Verdelen (2011), "Optimal tax and transfer programs for couples with extensive labor supply responses," *Journal of Public Economics*, Special Issue: International Seminar for Public Economics on Normative Tax Theory, 95, 1485-1500.
- Keane, Michael P. (2022), "Recent research on labor supply: Implications for tax and transfer policy," *Labour Economics*, European Association of Labour Economists, World Conference EALE/SOLE/AASLE, Berlin, Germany, 25-27 June 2020, 77, 102026.
- Kodama, Naomi, Shohei Momoda, Masahiro Mikayama, and Tomohiro Iguchi (2025), "What are the incentives behind working-hour adjustments by second earners?," *PRI Discussion Paper*, 25A-07.
- Mori, Yuko, and Hiroko Okudaira (2025), "Higher Minimum Wage, Stagnant Income? The case of women's work hours in Japan," *RIETI Discussion Paper Series 25-E-042*.
- Yokoyama, Izumi (2018), "How the tax reform on the special exemption for spouse affected the work-hour distribution," *Journal of the Japanese and International Economies*, 49, 69-84.